

議 会 改 革 特 別 委 員 会

日 時	令和 2 年 8 月 11 日 (火) 閉会中	10時40分 開会 10時55分 閉会
場 所	相良庁舎 4 階 大会議室	
出席議員	(委員長) 15番 大井俊彦 (副委員長) 5番 平口朋彦	
	1番 鈴木長馬	2番 濱崎一輝
	3番 原口康之	
	4番 吉田富士雄	6番 藤野 守
	7番 名波喜久	
	8番 植田博巳	9番 村田博英
	10番 良知義廣	
	11番 澤田隆弘	12番 鈴木千津子
	13番 太田佳晴	
	14番 大石和央	16番 中野康子
欠席議員		
事務局	局長 原口 亨 次長 原口みよ子 係長 大塚康裕 書記 森田さおり	
説明員		
傍 聴		

署名 _____ 委員長 _____

開会の宣告

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

それでは、議会改革特別委員会を始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この特別委員会につきましては、Aグループ、Bグループ、Cグループごとに、4月からそれぞれの担当の案件の作業を進めていただいております。

特に、Aグループについては、牧之原市議会委員会条例、それから市議会会議規則。それから、Bグループにつきましては、議会の運営申し合わせ事項。それから、Cグループにつきましては、政治倫理規程、これらの見直し作業をしていただいております。

作業を始めてから、ほぼ3か月が経過いたしましたので、本日は各グループごとに班長さんのほうから、現在までの進捗状況についてご報告をいただきたいと思います。

その後、私のほうから今後のスケジュールについて示させていただきますので、そんな段取りでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

2 協議事項 (1) 各グループの進捗状況について

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

それでは、順番に報告をお願いしたいと思いますけれども、まずはAグループの班長さんのほうから、市議会委員会条例と市議会会議規則の見直し作業について、進捗状況の報告をよろしくお願いいたしますと思います。

○（名波喜久君）

それでは、Aグループからの報告をさせていただきます。

今、話があったとおりで、Aグループにつきましては、市議会の会議規則、それと委員会条例、これを検証、見直しということでもありますけれども、市議会規則が108条、それから委員会条例が81条、そういうふうになっておりますけれども、全体的には長文でありまして、ボリュームがあると思います。しかし、今までやってきて、この件につきまして、いろいろな問題点についてはその都度変更があつて進んでいますけれども、今回は、この全体を見直すということでもありますけれども、この進捗については、まだ会合はほとんど開いておりませんが、今後については、条文について、それから規則ですね、それを見ていただいて、疑問点について検討していきたいということで進めていきたいと思いますので、会議は短時間で進めていきたいと思いますので、まだ十分な会議は行っておりませんが、内容を個々に検討していきたいと、そういうふうに進めておりますので、年内を目標に進めていきたいと、そういうことで今進めておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

お願いします。

続きまして、Bグループの班長さん、お願いします。

平口委員。

○（平口朋彦君）

Bグループなんですが、現在までにグループ作業としましては4回開催して作業をしております。

今のところの進捗なんですが、まず、グループ員皆さんに申し合わせ事項を一旦通読していただきまして、改正するしない、見直しをするしないは別として、こういったところをちょっと皆さんと話し合ってみたいよということを出し出してくださいということで、各グループ員から洗い出しをしていただきました。

おおよそ40カ所の洗い出しポイントがあります。その40カ所について、随時皆さんと一つ一つ取り上げて、丁寧に協議をしております。今、皆さんのお手元に配付しています資料1として、まだ5個しかできていないんですが、こういった形で検討箇所を示して、検討案、あれば検討案、それについて協議をして、結果、訂正していくのか、そのままでもいいのか、また明文化をしないけれども、一つ事実行行為としてこういったことに注意をしていかないといけないよねという話にしたりとか、そういったことで、一つ一つを行っております。

今、40カ所と言いましたが、この40カ所に限ったことではなくて、その都度ごとに協議をしていく中でふえていってもいいと思いますし、裏面をごらんいただきたいのですが、資料2として、裏面、縦型になっています。付託議案審査についての委員長報告についてということで、これは洗い出しポイントの中には入っていなかったんですけれども、2月定例会において、付託議案審査の審査の経過と過程について、委員長報告をされた後で、当該委員長が反対討論をされた。そのこと自体は全然問題がないんですが、市民、傍聴者からするとちょっとわかりにくい、伝わりにくいのではないかとということで、このことに関して議会運営委員会からグループBに直接、こういった形がいいのか検討してくださいということで、宿題をいただきましたので、この40カ所とは別に、このようにBグループで協議をしました。

こちらに書いてあるとおりなんですが、結果、委員長が本会議場において反対討論をする場合は、あらかじめ委員会審査時における当該議案については、委員会の進行を副委員長に委ねて、一委員として発言表決をするのが好ましいのではないかと。こういったことを、今後、申し合わせ事項への記載を含めて検討したものを、改めて議員全員で協議していく必要を認めるというふうにし合いました。

これも、この申し合わせ事項に記載をしていく方向で、まだそこまでいっていないので、文言とかもまだこれからなんですが、そういった形で柔軟に40カ所以上を見直しできるものは見直しをかけていく。もちろん、訂正箇所が40カ所になるとはいけません。そのまま訂正せずにおく部分もあると思います。

そういったことで、今後のスケジュールとしては、柔軟的にふえていくこともあると思うんですけれども、最終的な全体会において、どうですかね、半分だとしても20カ所、そこまでいくか、もっとふえるかわからないんですけれども、現行のものと、Bグループ案、協議して出てきたBグループ案を全体会で皆さんにお示しして、ご意見をいただきながら申し合わせ事項を変えていくところは変えていくというふうに考えております。

事務局のほうからも、こういったところをぜひ、グループBさんで検討してくださいというアイデアもいただいていますので、今後も結に合わせて、この全体会の進捗に合わせて協議を進めていこうと考えております。

以上です。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

ありがとうございました。

続きまして、Cグループのほうからは、政治倫理規程の見直し作業についての報告をお願いいたします。

村田議員。

○（村田博英君）

倫理委員会規程の見直しをやっております。Cグループでございます。

書いたものを見ていただくとおり、5回、直近では7月13日に行いました。ほぼ毎月1回やってきました。途中経過、状況報告ですが、協議事項としましては、倫理規定全般を見ましたところ、大きな問題、この倫理規程自身が、性質からいって罰則もないこの倫理規定を見ますと、そんなに大きな問題はないわけでありますが、特にここに書いてあります、第2条、第6条、第7条について。第2条は政治倫理基準、これから第6条は委員会の組織、第7条は委員会の開催請求及び招集について、これらについて先般の倫理委員会に提示をされた案件につきまして、さかのぼってどのような問題があった、どのような改正をしなきゃいけないかという観点で、今協議をしております。

第6条の委員会の組織について、これが委員メンバーで議論されました。構成人数は6人が適正であるかどうか。それから、議長は開催請求が提出された場合、倫理委員会を設置するわけですが、構成員は議長が指名するが、請求人と重複しないようにしたほうがいいということと、倫理委員会の委員長は互選とするというふうな案が出ております。

第2条、第7条については、基準はまとめきれれておりませんが、今のところ、第2条の「議員は次に掲げる政治倫理規定を遵守しなければならない」ということでいいかというところで、5項目ございますが、これは皆さん、お手元にというか、委員会規則がありますので、それを見ていただきたいと思います。

細則一番目に、市民全体の奉仕者として常に信頼される行動をとり、市の名誉と品位を傷つけるような行為をしない。この辺が非常に取り方によって差が出てきているのではないかとということで、これは倫理基準であろうと。したがって、細則の1から5番目につきまして、わかりやす

く、いわゆる抽象的な表現はやめたほうが良いということで、今はそれをやっております。

それから、1点つけ加えましたところは、SNSを今、非常に多用しております、さまざまな問題が出ておりますので、この前もプロレスラーの女子プロの方が亡くなられたということで、世界的に見ましてもFacebookが訴えられているとか、このSNSを使った事案が出ておりますので、それらを加えてはどうかということで動いております。

それから、開催請求人の数でございますが、当時の議員数のまま、そのままきておりますので、これをどうするかということでございます。減らす方向に行く予定でございます。

それから、こういうものを改正することになりますと、他の条項への波及があるので、全体を見渡しながらか修正をしていくつもりでございます。

大体、5回ありましたので、あと5回ぐらいで結論を出していきたいと思いますが、以上でございます。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

ありがとうございました。

ただいまのAグループ、Bグループ、Cグループの班長さんより作業内容の説明がありました。が、皆さんのほうから何かお聞きしておきたいことはありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

よろしいですね。

2 協議事項 (2) 今後の進め方について

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

それでは、レジュメの(2)今後の進め方ということで、少し私のほうからお示しをさせていただきたいと思いますが、今現在までの進捗状況を報告していただきましたけれども、今後、来年3月、今年度末までにそれぞれの見直し作業を終了していただきます。

その間、必要に応じて班長さんの会議、打ち合わせを何回か開いていただくように依頼をいたします。というのは、最終的な各班の報告様式をやっぱりばらばらよりも統一しておいたほうが良いかと思っておりますので、その辺については、各班長さんで相談していただいて、調整をお願いしたいと思います。

来年の4月にもう1回全体会を行いまして、最終的な見直し作業の報告をしていただきます。それについて、皆さんからご意見をいただきます。それらを踏まえて、各班で最終の取りまとめをしていただくというような今後の段取りを進めていきたいと思っておりますので、各班長さんにおきましては、リーダーシップをとっていただきまして、今後の作業を進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今後の進め方については以上でございます。この点について、何かございますか。

大石委員。

○（大石和央君）

1点ですけれども、この議会改革特別委員会ということで、後期になるわけなんですけれども、前期で協議してきた案件というのがあります。それから、それ以前のものも、継続的なものではないのですけれども、あるわけなんです。そこで、特に前半、前期で申し送りをした議会モニター制度の検討ということで、ほかにもあったかもしれませんが、そういうものが何らかの特別委員会で検討されていないという状況があるわけでありまして。

その辺で、どのように考えているのかお聞きいたします。

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

前回、あるいは前々回の特別委員会のほうから引き継ぎというか、そういう今、大石委員から話があったものがあります。

これについては、まだ結果的なものは出ていないというふうに思っておりますけれども、またこの辺については、その引き継ぎ事項をもうちょっと詳細に確認しながら、今後、どういうふうにしていくか検討していきたいというふうに思います。

ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

よろしいですか。

3 その他

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

では、その他ということで、何かそれ以外のことでありますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議会改革特別委員長（大井俊彦君）

よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、全体会はこれで終わりたいと思いますけれども、この後、BグループとCグループが、引き続き各グループに分かれて作業をしていただくというふうな予定になっておりますので、B、Cグループは委員会室のほうへよろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございました。

〔午前 10時55分 閉会〕